

那須塩原市電気自動車等普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、那須塩原市補助金交付規則（平成17年那須塩原市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、電気自動車等普及促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、電気自動車等を購入する者に対し、費用の一部を補助することにより電気自動車等の普及を促進し、もって地域の脱炭素化の実現及び災害対応力の強化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池又は燃料電池によって駆動する電動機のみを原動機として搭載し、内燃機関を使用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）のうち、四輪のものをいう。
- (2) V2H充放電設備 電気自動車から電力の取り出し及び電気自動車に充電する装置で、電動車両用電力供給システム協議会規格「電動自動車用充放電システムガイドライン」に基づく検定（CHAdeMO V2H protocol 認証）に合格をしているものをいう。
- (3) 給電機能を有した電気自動車 電気自動車のうち、外部給電器若しくはV2H充放電設備を経由して又は車載コンセント（1500ワット 100ボルト）から電力を取り出せる機能を有する車両をいう。
- (4) 電気自動車等 電気自動車及びV2H充放電設備をいう。
- (5) リース契約 利用者が使用を希望する新車を事業者が代わりに購入して利用者に使用させ、利用者が当該購入費用等を当該使用の対価として当該事業者に支払う契約をいう。
- (6) 新車 未使用の電気自動車であって、法第7条に規定する新規登録を受け

ることとなるもの又は法第59条第1項に規定する新規検査を初めて受けることとなるもの（軽自動車に限る。）をいう。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者で、本市の補助制度において過去に同一区分の補助の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）に対する補助金を受けていないものとする。

（1）電気自動車の新車を購入する者 次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 本市の住民基本台帳に記録されている者であって、当該記録がされた日から3月以上経過していること。

イ 当該電気自動車の自動車検査証に記載される使用者であること。

ウ 当該電気自動車の自動車検査証に記載される所有者であること。ただし、所有権留保付きローンを利用して当該電気自動車を購入する場合は、この限りではない。

エ 本人及びその同一世帯に属する者が市税を滞納していないこと。

（2）電気自動車をリース契約する者 次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 本市の住民基本台帳に記録されている者であって、当該記録された日から3月以上経過していること。

イ 当該電気自動車の自動車検査証に記載される使用者であること。

ウ 当該電気自動車の自動車検査証に記載される所有者がリース契約を締結する事業者であること。

エ 本人及びその同一世帯に属する者が市税を滞納していないこと。

オ リース契約の契約者であり、かつ、リース契約期間が4年以上であること。

（3）V2H充放電設備を購入する者 次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 本市の住民基本台帳に記録されている者で、当該記録された日から3月以上経過していること。

イ V2H充放電設備を自ら居住する住宅に設置し、又は自ら居住する住宅を同時に取得し、これに設置し、かつ、本人又はその同一世帯に属する者が給電機能を有した電気自動車を同時に取得し、又は既に所有している者であること。

ウ 本人及びその同一世帯に属する者が市税を滞納していないこと。

(補助対象設備)

第5条 補助対象設備は、別表第1の左欄に掲げる補助対象設備の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める要件を全て満たすものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象設備の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、申請額の合計（補助金を交付しないものと認めたものを除く。）が予算額に達した日をもって受付を終了するものとする。

(1) 電気自動車 15万円

(2) V2H充放電設備 補助対象設備の本体の購入に要した費用の3分の1と、10万円のいずれか低い額とする。

(交付申請書)

第7条 規則第4条の規定にかかわらず、補助金の交付申請書は、電気自動車等普及促進事業補助金交付申請書（様式第1号）とし、別表第2の左欄に掲げる補助対象設備の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める書類を添えるものとする。

(交付（不交付）決定通知書)

第8条 規則第5条の規定にかかわらず、補助金の交付決定通知書及び不交付決定通知書は、電気自動車等普及促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）とする。

(実績報告書)

第9条 規則第12条の規定にかかわらず、補助金の実績報告書は、電気自動車等普及促進事業補助金実績報告書（様式第4号）とし、別表第3の左欄に掲げる補助対象設備の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める書類を添えるものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したときは、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、規則第15条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(書類の保管期間)

第11条 規則第20条第2項の規定により市長が別に定める証拠書類を整理保管しておかなければならない期間は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度終了後から5年間とする。

(財産処分の制限)

第12条 規則第21条第2号の規定により市長が指定するものは、補助対象設備の本体の購入又はリース契約に要した費用が単価50万円以上の電気自動車等とする。

2 規則第21条ただし書の市長が定める期間は、別表第4の左欄に掲げる補助対象設備の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

3 補助金の交付を受けた電気自動車等の処分に関し規則第21条の規定により承認を受けようとする者は、電気自動車等普及促進事業補助金に係る財産処分承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項に規定する申請があったときは、処分の承認又は不承認を決定し、電気自動車等普及促進事業補助金に係る財産処分(承認・不承認)通知書(様式第6号)により通知するものとする。

5 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち処分時からの第2項の期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金の額の範囲内でその利益の全部又は一部を納付させるものとする。ただし、当該処分が天災その他本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるもの場合は、この限りでない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(那須塩原市電気自動車購入費補助金交付要綱の廃止)

2 那須塩原市電気自動車購入費補助金交付要綱(平成30年那須塩原市告示第5

号。以下「旧要綱」という。)は廃止する。

(補助金の交付に関する経過措置)

- 3 この告示の施行の日前までに旧要綱に基づき那須塩原市電気自動車購入費補助金の交付を受けた車両及び購入された外部給電器、V2H充放電設備並びに充電設備は、この告示による補助金の交付を受けることはできない。

(書類の整備及び財産処分の制限に関する経過措置)

- 4 この告示の施行の日前までに旧要綱に基づき交付された補助金に係る書類等及び財産処分の制限については、なお従前の例による。

(補助金の見直し)

- 5 市長は、この補助金について、令和6年4月1日から3年を経過するまでに、その運用状況、効果・必要性等を検証し、見直しを行うものとする。

附 則 (令和5年3月8日告示第35号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月25日告示第72号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年9月29日告示第96号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年10月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

補助対象設備	補助要件
電気自動車	(1) 初度登録された日から起算して1年を超えない車両であること。 (2) 交付申請の日に、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程(以下「CEV規程」という。)に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」という。)が実施する補助事業において補助金の交付対象の車両となっていること。 (3) 自動車検査証における使用の本拠の位置が市内にあること。
V2H充放電設備	(1) 交付申請の日に、CEV規程に基づきセンターが実

	<p>施する補助事業において、補助金の交付対象のV2H充放電設備となっていること。</p> <p>(2) 市内の住宅に設置されるV2H充放電設備であること。</p>
--	--

別表第2（第7条関係）

補助対象設備	必要書類
電気自動車	<p>(1) 車両注文書、契約書又は製品名及び価格が明示されている見積書若しくはリース契約の契約書の写し</p> <p>(2) 市税等調査同意書（様式第2号）</p>
V2H充放電設備	<p>(1) 契約書又は製品名及び価格が明示されている見積書</p> <p>(2) 市税等調査同意書（様式第2号）</p> <p>(3) 購入設備に接続予定の電気自動車の自動車検査証</p>

別表第3（第9条関係）

補助対象設備	必要書類
電気自動車	<p>ア 自動車検査証の写し</p> <p>イ 車両代金の支払を確認できる書類又はリース契約の対価として支払う額のうち、車両本体に係る額が分かる書類</p> <p>ウ 車名及び購入価格又はリース契約の対価として支払う額の総額が明示されている書類</p> <p>エ その他市長が必要と認める書類</p>
V2H充放電設備	<p>ア 購入設備の支払を確認できる書類</p> <p>イ 保証書その他購入設備の型式・製造番号が分かる書類</p> <p>ウ V2H充放電設備の設置状況が分かる写真</p> <p>エ その他市長が必要と認める書類</p>

別表第4（第12条関係）

補助対象設備	処分制限期間
電気自動車	4年
V2H充放電設備	5年